

香美市教育委員会定例会会議録

(令和2年10月23日)

招集年月日 令和2年10月16日(金)
招集場所 香美市本庁舎 3階 会議室2
会議の日時 令和2年10月23日(金) 午前9時00分
出席者 時久 恵子 宮地 憲一 西 美紀 浜田 正彦 小松 清貴
欠席者 なし

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課学校教育班主監	明石 芳文
教育振興課学校教育班	大峯 啓之
教育振興課学校教育班	平野 エリ

職務のための会議出席者

会議録署名委員

西委員

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時24分)

教育長

ただ今から、令和2年10月の教育委員会定例会を開催させていただきます。
今日は全員出席です。

今日の議事録の署名委員さんは西委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。
まず、前会議の議事録の承認についてですけれども、いかがでしょうか。
前回の議事録については、承認でよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします
す。

教育長の報告は特にありません。議事に早速入りたいと思います。

今日は全部で4つなので、まず、議案第1号からよろしくお願いいたします。

議案第1号「香美市外国語指導助手業務委託業者選定委員の委嘱について」

事務局

(議案説明)

教育長

説明が終わりましたが、質問、ご意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。では承認をいたします。

それでは、続きまして議案第2号、よろしくお願いいたします

議案第2・3号「通学区域（校区）外通学について」

(議案第2・3号は、非公開案件審議)

教育長

続きまして、議案第4号について、よろしくお願いいたします。

議案第4号「香美市修学旅行キャンセル料支援事業費補助金交付要綱の制定について」

事務局

(議案説明)

教育長

いかがでしょうか。ご質問等ございませんでしょうか。

小松委員

この決定通知書なんですけど、「修学旅行キャンセル料支援事業費補助金交付可否決定通知書」という文言になっているんですけど、「可否」という字句が要るんですかね。

普通補助金交付決定書には、「可否」とかいう字句が入ったのはあんまり見たことがないんですけども、可否については記から下に入っているので、別に無くて

もいいんじゃないかなという気がするんですけど。

事務局 県外の他の市町村の様式を参考にしてるっていう部分があるので、無いわけではないですね。

公文課長 有りはします。可否決定通知書っていうのは無いわけではない。

小松委員 無いわけではないですね。

公文課長 中身も確認をして、否定をせんといかんときもあつたら、ある場合があるからというところもあるんじゃないかと、可否にして。

教育長 説明でよろしいでしょうか。

小松委員 いいです。

浜田委員 附則の2のところ、議案のほうにも書かれてるけど失効のところ、「3月31日限り」という「限り」を使うんですかね、こういう場合。
それと、その後のただし書きの部分で「第9条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。」というのは、これは決算の関係、出納閉鎖の、決算は5月末だから、契約は多分3月31日で終わるんですけど、その後の支払いの関係があるからという、これ確認だけです、その言葉の。

事務局 そこはそういうことだと思います。
この失効の部分については、総務課の法制係に相談をしております、今回のこの補助金というのはコロナの臨時交付金を使ってやりますので、その関係で令和2年度限定というところで、この失効の部分で総務課の法制係のほうで、付けるようにという指摘を受けましたので付けております。
第9条及び第10条の規定云々の以降の部分については、浜田委員がおっしゃったとおりだと思います。

公文課長 不正があつたりして取り消しをする場合には、3月31日までで返してもらえんということになったらいけないので、この限りではないが付いてるようにはなっているとは思いますが、第9条、10条はそういうことです。

浜田委員 5年間の請求権、分かりました。

これ、市の場合は「限り」を使うわけですか。「もって」とか、分からないけど、何か限定されるので、「3月31日まで」でなくて「3月31日限り」ですか。

宮地委員　私も凄くそこ、こだわるようですけど違和感持っています。余りこういう言葉を法制上聞いたことが無いんですよ。
さっき浜田委員が言われた「3月31日をもって」とかいう表現になると、もっとすっきりするかな。

教育長　3月31日をもってその効力を有する。

宮地委員　分かりませんが、「限り」という言葉を初めて聞いたので。

浜田委員　ちょっと引っ掛かったので、ただ確認をさせていただきました。

事務局　総務課の法制係にもう一度確認をして、言葉を置き換えられないかというところはちょっと確認します。

教育長　そしたら、法制係のほうに確認をして、これで良ければこのまま、変えたほうが良ければそのようにします。
他にございませんでしょうか。じゃあ今のことで、よろしければそういうふう
に。
ではそういうふういたします。
そうしましたら、今日の提出議案につきましては、以上でございます。

(閉会時刻：午前9時24分)